

国医第2831号  
令和5年2月15日

和光市長 様

埼玉県知事 大野 元裕 (公印省略)

令和5年度国民健康保険事業費納付金及び標準保険税率の  
算定結果について (通知)

令和5年度国民健康保険事業費納付金及び標準保険税率を下記のとおり算定しましたので、「国民健康保険法第82条の3第3項」及び「埼玉県国民健康保険保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例第4条第1項」に基づき、結果を通知します。

## 記

## 1 国民健康保険事業費納付金の算定結果

確定納付金額 (退職被保険者等含む)	2,004,030,700 円
(内訳)	
医療分	1,316,876,054 円
後期高齢者支援金等分	494,976,102 円
介護納付金分	192,178,544 円

## 2 標準保険税率の算定結果

## (1) 都道府県標準保険税率

医療分		
	所得割率	6.78%
	均等割額	40,966 円
後期高齢者支援金等分		
	所得割率	2.75%
	均等割額	16,115 円
介護納付金分		
	所得割率	2.4%
	均等割額	17,395 円

(2) 市町村標準保険税率

医療分		
	所得割率	7.47%
	均等割額	45,182 円
後期高齢者支援金等分		
	所得割率	2.78%
	均等割額	16,252 円
介護納付金分		
	所得割率	2.43%
	均等割額	17,610 円

(3) 各市町村の算定方式による市町村標準保険税率

医療分		
	所得割率	8.56%
	資産割率	14.56%
	均等割額	17,077 円
	平等割額	17,059 円
後期高齢者支援金等分		
	所得割率	3.2%
	均等割額	10,534 円
介護納付金分		
	所得割率	2.7%
	均等割額	12,357 円

3 その他

- (1) 上記 2 (2) の市町村標準保険税率の算定方式は、埼玉県国民健康保険運営方針で定めた方法によるものです。
- (2) 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第 9 条第 3 項、第 5 項及び第 8 項、第 10 条第 3 項及び第 6 項並びに第 11 条第 3 項及び第 6 項に基づく知事が定める数については、告示します。
- (3) 標準保険税率は、国民健康保険法第 82 条の 3 第 4 項に基づき、県ホームページに公表します。
- (4) 期別国民健康保険事業費納付金額決定通知は別途通知します。